

(番外) 営団地下鉄のたばこ問題

ここで、私が2001年12月に営団地下鉄日比谷線を利用中に体験した、電車内での迷惑喫煙者に対する車掌の“迷惑不作為”について記録しておこうと思います。本書のテーマである“迷惑喫煙乗り入れ”問題とは直接関係ありませんが、鉄道施設内での受動喫煙とこれに起因する暴力などの被害から利用者をいかにして保護するかという点で、根が共通する問題だからです。

私が電車内で体験した出来事の概要については同年12月26日付けの内容証明郵便(103~105ページに掲載)を参照していただくとして、ここでは営団からの回答書の問題点について批判しておきたいと思います。

まず鉄道営業法第34条第1号(181ページを参照)の「制止を肯(がえん)ぜずして…」の「制止」の解釈です。私の主張は、(ポスター掲示や音声および字幕による放送などの形で行われている)禁煙の告知の目的は喫煙の制止にあるはずだということ、そしてそれが長年にわたり続けられてきた結果、今日では地下鉄の駅構内や電車内が全面禁煙であることが、社会常識と言えるまでに国民に周知されているはずであることを踏まえれば、喫煙者を発見した時点でその喫煙を「(掲示や放送による喫煙禁止の)制止を肯ぜない」行為とみなし、無条件で取り締まることができるのではないかと、いうものでした。しかし営団はこの「制止」について「口頭による直接注意」ときわめて限定的に解釈しています。これは言い換えれば「口頭で注意してそれで喫煙をやめれば、それ以上の(取り締まる)ことはしない」ということです。しかしこのことが、「注意されてからやめれば後は何もされないのなら、禁煙の指示を無視して(注意されるまで)好きなだけ喫煙したほうが得だ」という、他人の迷惑を顧みない利己的な価値観を喫煙者に植えつけ、結果的に迷惑喫煙の再発防止を妨げているという問題については、営団は一言も触れていない、すなわちその事実を認めようとしていません。

そして、私が1999年に同じ営団の別の駅構内で迷惑喫煙者によるトラブルに巻き込まれたときに、駅員から「マナー向上の呼びかけを強化することで再発防止に努力するのでご理解いただきたい」と聞かされていたのに、今回の迷惑喫煙(の再発)を結果的に未然に防止できなかった事実との矛盾を指摘し、「マナー向上の呼びかけだけで迷惑行為の再発防止ができるかのような、前回の営団の主張は、利用者を欺くものだ」と抗議したことについて、「回答を差控えさせていただきます」と“逃げるが勝ち”を正当化する卑怯な態度に出たことです。この調子では、喫煙に限らない迷惑行為によるトラブルが再発するたびに“逃げるが勝ち”を繰り返し、結果として迷惑行為者に殴り殺される犠牲者が出てしまっても、営団は地下鉄施設内の秩序や治安を保持し利用者の安全を保障するべき、管理者責任の所在を否定し続けるのでしょ

このように、営団が説明責任の放棄、すなわち事実上の回答拒否をしたことによって、営団のホンネが「迷惑行為による利用者同士のトラブルに巻き込まれるのはごめんだ、巻き込まれてしまっても係員の身の安全(取り締まるべき迷惑行為者からの、腹いせの暴力行為からの未然回避)を優先させるため、(運賃を払っている)利用者が迷惑行為者からの暴力被害に遭って肉体的精神的苦痛を受けてしまう(=被害者やその遺族が取り返しのつかない心の傷を負わされる)ことの未然防止ができなくてもやむを得ない」というものであるということ、営団は自己暴露したと言えるのではないのでしょうか。